

平成24年2月10日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成24年2月10日 諮問第3号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

小電力無線システムの利用拡大

総務省総合通信基盤局移動通信課

(星野課長補佐、畠山係長)

電話：03-5253-5895

5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大

総務省総合通信基盤局基幹通信課

(白石課長補佐、菊池主査)

電話：03-5253-5886

インマルサットGSPS型の導入

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(渡辺課長補佐、宮良係長)

電話：03-5253-5816

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

(1) 小電力無線システムの利用拡大

移動体検知センサーの無線設備は、主に人又は物体の状況を把握するために使用され、また、動物検知通報システムの無線設備は、主に野生動物の生態等の把握に使用され、それぞれ様々なニーズに応じて広く利用されてきたところである。

一方、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）に盛り込まれた電波法（昭和25年法律第131号）改正により、小電力無線システム（免許不要局）の空中線電力の上限の見直しが行われたことを受け、これらの無線設備の高度化と利用の拡大の実現が望まれており、今回、電波法関係省令の一部改正を行うものである（「別添1」参照）。

(2) 5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大

近年のスマートフォンや無線LAN等に代表される無線通信システムのブロードバンド化はめざましく、私たちの生活をより快適にしている。

しかしながら、沿岸海域を見れば、これらのブロードバンドシステムのエリア外となり、その恩恵にあずかれないのが現状であり、沿岸海域におけるブロードバンド化が求められている。

このような背景を踏まえ、現在、陸上使用が前提の「5GHz帯無線アクセスシステム」を海上で使用するため、今回、電波法関係省令の一部改正を行うものである（「別添2」参照）。

(3) インマルサット GSPS 型の導入

東日本大震災を契機に大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が改めて認知され、災害に対する備え等として衛星携帯電話へのニーズが高まっている。

このような背景を踏まえ、我が国においてインマルサット衛星を用いた小型ハンディタイプを含む衛星携帯電話である GSPS（Global Satellite Phone Services）型無線設備のサービス提供を可能とするため、今回、電波法関係省令の一部改正を行うものである（「別添3」参照）。

2 省令改正の概要

(1) 小電力無線システムの利用拡大

ア 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ・ 移動体検知センサーの技術的条件のうち、空中線電力に関する部分を改めること。

- ・ 動物検知通報システムの技術的条件のうち、空中線電力及びキャリアセンスに関する部分等を改めること。
- ・ その他規定の整備をすること。

(第9条の4、第24条、第49条の14及び別表第1号関係)

(2) 5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大

ア 電波法施行規則の一部を改正する省令案

- ・ 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に携帯局等を追加。
- ・ 登録の対象とする無線局等に5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等を追加。

(第6条、第16条及び第17条関係)

イ 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ・ 5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等の技術的条件を追加。
- ・ 5GHz帯無線アクセスシステムに登録局等の制御のもとでの移動局間自立通信を導入。

(第49条の21関係)

ウ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

- ・ 5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等を技術基準適合証明等の対象に追加。

(第2条関係)

(3) インマルサットGPS型を導入

ア 電波法施行規則の一部を改正する省令案

- ・ GPS型携帯移動地球局の技術基準を特定無線局の無線設備の規格に追加。

(第15条の3関係)

イ 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ・ GPS型携帯移動地球局の技術的条件を定めること。

(第14条の2、第24条、第49条の24、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係)

3 施行時期

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

小電力無線システムの利用拡大

～移動体検知センサー、動物検知通報システムの利用拡大に向けた制度整備～

【改正の概要】

- 昨今のデジタル技術等の進展及び免許不要の無線局の空中線電力の上限を1ワットとする電波法改正の施行を踏まえ、小電力無線システムのうち、「移動体検知センサー」及び「動物検知通報システム」について、空中線電力を増力することにより利用用途の拡大が期待される所。
- 今般、多様な利用へ対応（検知範囲の拡大、多様な伝送方式の実現など）するため、電波法関係省令等の一部改正を行う。

○移動体検知センサー

◆現在の主な利用方法

- ・ 屋内外の侵入検知
- ・ 浴室内の人体異常検出



【技術的条件の改正】
空中線電力:0.01W→0.02W

◆新たな利用方法

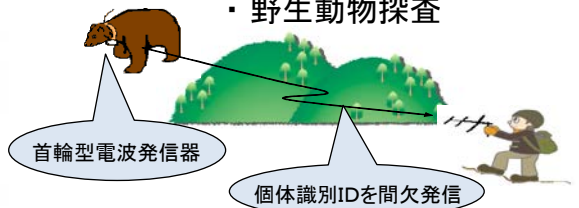
- ・ 電気温水器の自動運転制御
- ・ 必要な部位の照明制御



○動物検知通報システム

◆現在の主な利用方法

- ・ 野生動物探査



【技術的条件の改正】
空中線電力:0.01W→1W
キャリアセンスの備え付け
送信時間制限の緩和 など

◆新たな利用方法

- ・ 狩猟でのドッグマーカー



<主な省令改正事項>

省令	改正内容
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体検知センサーの技術的条件を改めること。(第49条の14関係) ・ 動物検知通報システムの技術的条件を改めること。(第9条の4、第24条、第49条の14関係)

5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大

【改正の概要】

- 5GHz帯無線アクセスシステムは、無線LANの中でも高出力のもの。登録制度により、現在、約8,000局が運用している。
- 一方、沿岸海域において、安価・簡便に使用できるブロードバンドシステムが求められている。
- このことから、船舶相互間などで、安価・簡便に使用できる無線通信システムとして、5GHz帯無線アクセスシステムを海上で利用できるよう検討したもの。
- 「5GHz帯無線アクセスシステムの海上伝搬路における周波数共用技術の検討」(電波利用料財源技術試験事務：H21-22年度の2年間)により、当該システムの海上での有効性を確認。
- 以上のことから、今回、5GHz帯無線アクセスシステムを海上で利用できるよう、電波法関係省令の一部改正を行うもの。

○フェリー、漁船、プレジャーボートなどの海上におけるブロードバンド環境の構築に向け、陸上使用を前提とした「5GHz帯無線アクセスシステム」を、海上でも使用出来るよう規定の整備を行うもの



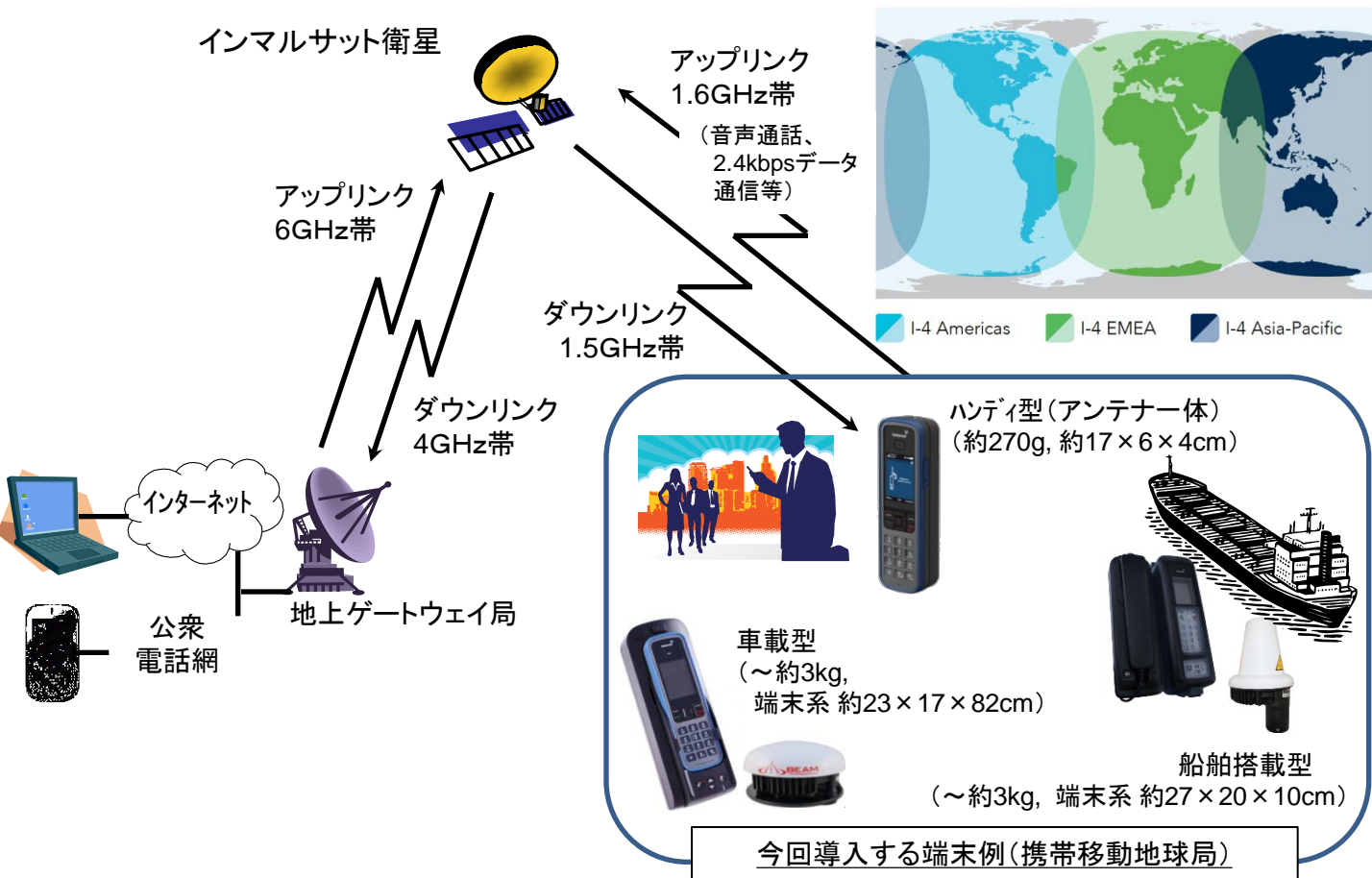
○主な省令改正事項

省令	改正内容
電波法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に携帯局等を追加 ・登録の対象とする無線局等に5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等を追加
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等の技術的条件を追加 ・5GHz帯無線アクセスシステムに登録局等の制御のもとでの移動局間自立通信を導入
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・5GHz帯無線アクセスシステムの携帯局等を技術基準適合証明等の対象に追加

インマルサットGSPS型の導入

【改正の概要】

- 東日本大震災を契機に大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が改めて認知され、災害に対する備え等として衛星携帯電話へのニーズが高まっている。
- このような背景を踏まえ、我が国において、全世界的にサービスを行っているインマルサット衛星を用いた小型ハンディタイプを含む衛星携帯電話であるGSPS（Global Satellite Phone Services）型無線設備のサービス提供を可能とするため、電波法関係省令の一部改正を行う。



<主な省令改正事項>

省令	改正内容
電波法施行規則	・GSPS型携帯移動地球局の技術基準を特定無線局の無線設備の規格に追加。(第15条の3関係)
無線設備規則	・GSPS型携帯移動地球局の技術的条件を定めること。(第14条の2、第24条、第49条の24、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係)

平成 24 年 2 月 10 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

[5GHz帯無線アクセスシステムにおける利用拡大及び周波数の使用期限の延長
並びにインマルサットGSPS型の導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅井周波数調整官、伊藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(5GHz 帯無線アクセスシステムにおける利用拡大及び周波数の使用期限の延長
並びにインマルサット GSPS 型の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

(1) 5GHz 帯無線アクセスシステムにおける利用拡大

5GHz 帯無線アクセスシステムについては、平成 14 年に制度化し、現在、陸上において主にインターネット等のアクセス回線として利活用されているところである。今般、船舶等における海上利用ニーズを踏まえ、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、技術試験事務を実施し、海上利用における通信品質確保に関する技術的検討や実証試験を通じて、その有効性を検証してきたところであり、海上におけるブロードバンド環境の整備に向けて、新たに携帯移動業務を追加するものである。

(2) 5GHz 帯無線アクセスシステムにおける周波数の使用期限の延長

5GHz 帯無線アクセスシステムの一部の使用周波数（5030-5091MHz）については、国際的に航空無線航行業務としてマイクロ波着陸方式（MLS：Microwave Landing System）に割り当てられている周波数であり、国内ではその導入予定がないことから、5GHz 帯無線アクセスシステムに 2012 年（平成 24 年）11 月 30 日までの暫定として割り当てられてきたところであるが、国内では未だ MLS の導入予定がないことから、引き続き、5GHz 帯無線アクセスシステムに割り当て可能となるよう、当該周波数の使用期限を 2017 年（平成 29 年）11 月 30 日まで 5 年間延長するものである。

(3) インマルサット GSPS 型の導入

東日本大震災を契機に大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が改めて認知され、災害に対する備え等として衛星携帯電話へのニーズの高まりを踏まえ、我が国においてインマルサット衛星を用いた小型ハンディタイプを含む衛星携帯電話である GSPS（Global Satellite Phone Services）型無線設備のサービスの早期導入が期待されているところであり、今般、当該無線設備の制度整備を行

うものである。

2 改正概要

- (1) 5GHz 帯無線アクセスシステムの割当周波数を規定する別表において、海上での利用が可能となるよう新たに携帯局を追加すること。
- (2) 5GHz 帯無線アクセスシステムにおける一部の割当周波数（5030-5091MHz）の使用期限（2012 年（平成 24 年）11 月 30 日まで）を 5 年間（2017 年（平成 29 年）11 月 30 日まで）延長すること。
- (3) インマルサット GSPS 型携帯移動地球局の割当周波数を別表に追加すること。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成 24 年 2 月 10 日

日本放送協会のテレビジョン放送を行う基幹放送局の
電気通信設備の変更について
(平成 24 年 2 月 10 日 諮問第 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(大西課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5787

日本放送協会所属特定地上基幹放送局の 電気通信設備の変更について

～栃木県・群馬県におけるNHK総合放送の県域化～

平成24年2月

日本放送協会 総合放送の北関東圏域化（栃木県・群馬県）

変更理由

- ▶ 日本放送協会では、栃木県及び群馬県におけるNHK総合の圏域放送を平成24年4月から開始するため、現在の宇都宮局及び前橋局の親局化を希望（周波数・空中線電力などの送信諸元に変更なし）。
- ▶ 圏域放送化に向け、平成23年12月に基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の変更を行ったところ。

【参考】 宇都宮局・前橋局の送信諸元（いずれも変更なし）

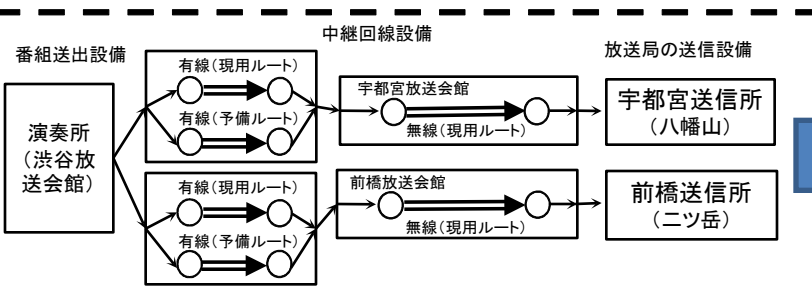
	宇都宮局	前橋局
送信設備の設置場所	栃木県宇都宮市（八幡山）	群馬県渋川市（二ツ岳）
周波数（チャンネル）	677.142857MHz（47ch）	617.142857MHz（37ch）
空中線電力（最大実効輻射電力）	100W（720W）	100W（620W）

変更に関する安全信頼性審査の概要

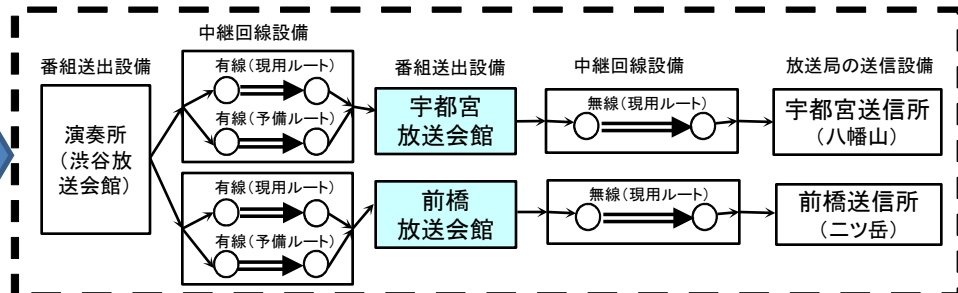
- ▶ これまで関東広域圏ネットワークであった栃木県及び群馬県の区域が、それぞれ圏域ネットワークとして分離。
- ▶ 宇都宮局及び前橋局の親局化に伴い、次の事項について審査。
 - ・新たに追加される「番組送出設備」
 - ・「放送局の送信設備」「中継回線設備」の故障検出、耐震対策のうち大規模地震対策の措置

電気通信設備の構成

変更前：広域ネットワークの一部



変更後：圏域ネットワークに分離（渋谷放送会館とは演奏所間接続）



NHK総合の北関東地域化に伴う電気通信設備の変更項目

安全・信頼性審査項目

: 県域放送化に伴う審査項目

講じるべき措置 (大項目)		設備の分類	番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備
		構成する機器	・演奏所設備	・STL、演奏所間回線	・送信装置 ・空中線 等
		講じるべき措置(小項目)			
(1)	予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○	○
(2)	故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	○	○	○
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	○	○
		② 応急復旧機材の配備	○	○	○
(4)	耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○	○
		② 設備構成部品に関する地震対策(親局のみ)	○	○	○
		③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○	○
(5)	機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○
		② 電源供給状況の確認	○	○	○
(6)	停電対策	① 予備電源の確保	○	○	○
		② 発電機の燃料の確保	○	○	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	○	○
(8)	防火対策	火災への対策	○	○	○
(9)	屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止	○	○	○
		② 公衆による接触の防止	○	○	○
(10)	放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	○	○
		イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○	○
		ウ 立ち入りへの対策	○	○	○
(11)	耐雷対策	雷害への対策	○	○	○

NHK総合の北関東地域化に伴う電気通信設備の変更内容

1 番組送出設備の安全・信頼性確保のための措置

(1/2)

措置事項	宇都宮局の措置事項	前橋局の措置事項
(1) 予備機器等	現用・予備構成としている。	左欄に同じ。
(2) 故障検出	番組送出設備の損壊等を自動検出し、直ちに運用者に通報するアラームシステムを有している。	左欄に同じ。
(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備	番組送出設備の各種特性(映像レベル、音声レベルなど)を測定する測定器を整備。 復旧機材として、各種インターフェース用の予備ケーブルを配備。	左欄に同じ。
(4) 耐震対策	番組送出設備の機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定するほか、機器ラック間の連結により耐震性を高めている。 置き台等の上に設置する機器(測定器、モニターなど)については、ベルト式固定器具により固定。	左欄に同じ。
(5) 機能確認	現用設備の運用中に、予備機について定期的に動作、主要特性及び機能の確認を実施。 また、放送休止時間帯に、定期的に予備設備への切替試験を実施。 番組送出設備への電源供給状況の保守監視を実施。	左欄に同じ。
(6) 停電対策	非常用電源として、自家発電装置(250kVA)及び蓄電池(30kVA×2)を設置し、商用電源の異常時に直にかつ確実に切り替えるための保護継電器を設置。 自家発電装置用燃料の備蓄状況及び補給を定期的 に実施。	左欄に同じ。

NHK総合の北関東圏域化に伴う電気通信設備の変更内容

1 番組送出設備の安全・信頼性確保のための措置

(2/2)

措置事項	宇都宮局の措置事項	前橋局の措置事項
(7) 送信空中線に起因する誘導対策	送信空中線による電磁誘導作業による影響が及ぶ可能性が極めて低いため、措置は講じていない。	左欄に同じ。
(8) 防火対策	自動火災報知機、消火ガス(不活性ガス: N ₂)系自動消火設備及び消火器を設置。 建物内、配管及び配管用空間内について、防火壁による区画化やロックウール等による間仕切りを行っている。 内装材、建築材料等について不燃性又は難燃性の資材を使用。 外部からの延焼を防止するため、RC(鉄筋コンクリート)局舎に番組送出設備を収容。	左欄に同じ。
(10) 放送設備を収容する建物等	当該建物は、鉄筋コンクリート造である。 温度・湿度等を定格環境条件の範囲内に保つよう、機器室に空調設備を設置。 建物外壁及び屋根に、防水処理を行っている。 入口扉への施錠のほか、警備員による入退室管理、巡回警備、監視カメラの設置を行っている。	左欄に同じ。
(11) 耐雷対策	雷被害を避けるための耐雷トランスを設置。 落雷電流の回り込みを阻止するため、放送用電源と一般用電源の接地線を区分している。	左欄に同じ。

NHK総合の北関東圏域化に伴う電気通信設備の変更内容

2 中継回線設備の安全・信頼性確保のための措置

措置事項	宇都宮局の措置事項	前橋局の措置事項
(2) 故障検出	番組送出設備と放送局の送信設備との間の中継回線設備、渋谷放送会館の番組送出設備との間の中継回線設備とも、損壊等を自動検出し、直ちに運用者に通報するアラームシステムを有している。	左欄に同じ。
(4) 耐震対策	<p>番組送出設備と放送局の送信設備との間の中継回線設備、渋谷放送会館の番組送出設備との間の中継回線設備とも、次の措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定するほか、機器ラック間の連結により耐震性を高めている。 ・置き台等の上に設置する機器(測定器、モニターなど)については、ベルト式固定器具により固定。 ・機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類を使用。 ・中継回線設備の空中線は、取付柱にボルトを使用して強固に固定。 	左欄に同じ

3 放送局の送信設備の安全・信頼性確保のための措置

措置事項	宇都宮局の措置事項	前橋局の措置事項
(2) 故障検出	放送局の送信設備の損壊等を自動検出し、直ちに運用者に通報するアラームシステムを有している。	左欄に同じ。
(4) 耐震対策	<p>送信設備の機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定するほか、機器ラック間の連結により耐震性を高めている。</p> <p>置き台等の上に設置する機器(測定器、モニターなど)については、ベルト式固定器具により固定。</p> <p>機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類を使用。</p> <p>送信設備の空中線は、取付柱にボルトを使用して強固に固定。</p>	左欄に同じ。

平成 24 年 2 月 10 日

東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について
(平成 24 年 2 月 10 日 諮問第 6 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(数永課長補佐、川野係長)

電話：03-5253-5799

東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について

1 これまでの経緯

BSアナログ放送終了（平成23年7月24日）に伴って生じた空き周波数に、東経110度CS放送における複数の既存放送事業者が移行し、東経110度CS放送の第2チャンネル及び第14チャンネル等に空き周波数が生じたところ。

このため、上記空き周波数を対象とした衛星基幹放送の業務の認定に当たり、放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成し、平成23年6月4日から同年7月4日まで意見募集を実施、当該意見募集の結果を踏まえ、同年8月8日付けで放送法関係審査基準の改正を行った。また、当改正により、今回の認定で既存の放送番組を廃止すること等により新たに生じる空き周波数についても、認定の対象とすることとした。

については、平成23年8月19日から同年9月30日まで、上記空き周波数、及び、今回の認定で既存の放送番組を廃止すること等により新たに生じる空き周波数を対象に申請受付を実施したところ、以下のとおり申請があった。

59番組（33者）

- ・HDTV番組を希望する申請：36番組（31者）
- ・SDTV番組を希望する申請：23番組（20者）

総務省において関係法令に基づき審査を進めた結果、本年2月10日開催の電波監理審議会に東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について諮問するもの。

2 審査の結果

I 絶対審査

株式会社囲碁将棋チャンネルほか32者（59番組）の申請番組については、29者（54番組）が、

- ① 放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条の第1項及び第2項
- ② 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）
- ③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号）
- ④ 放送法関係審査基準（平成23総務省訓令第30号。以下「審査基準」という。）第6条及び別紙2（第6条関係）

の各規定（以下「絶対審査基準」という。）に適合するものと認められ、4者（5番組）が、放送法第93条第1項第4号に適合しないものと認められた。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足するこ

ととなったため、審査基準第7条、第8条及び別紙3（第7条関係）の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

Ⅱ 比較審査

絶対審査基準に適合した29者（54番組）の申請番組（HDTV番組27者（32番組）、SDTV19者（22番組））を対象に以下のとおり比較審査を行うこととなった。

（1）第一次比較審査（審査基準別紙3（第7条関係）「2」）

審査基準別紙3（第7条関係）「2」の規定により、4つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、絶対審査基準に適合した全ての申請番組は、4つの審査項目のいずれにも適合しており、全ての申請番組が優先されることとなった。

（2）第二比較次審査（審査基準別紙3（第7条関係）「3」）

① 12スロット以上返上するHDTV番組の審査

審査基準別紙3（第7条関係）「4」(1)の規定により、既存の放送番組の廃止等により12スロット以上の周波数を返上して、既存の放送番組のHD化を希望する2者（3番組）の申請番組を優先して認定することとした。

② 上記①による認定後のHDTV番組の審査

上記①の審査により2者（3番組）の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があつたため、審査基準別紙3（第7条関係）「4」(2)の規定により、上記①の認定後の残りの周波数、上記①の認定に伴い返上された周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、HDTV番組を希望する申請番組を優先して審査基準別紙3（第7条関係）「3」の規定に基づく比較審査を行った（別添3-1参照）。審査の結果、HDTV番組を希望する7者（7番組）の申請番組を認定することとした。

③ SDTV番組の審査

なおSDTV番組に指定することのできる周波数があつたため、残りの周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、審査基準別紙3（第7条関係）「4」(3)の基準に定められる順序により、審査を行った。審査の結果、SDTV番組を希望する18者（21番組）のうち既存放送番組の画質向上を目的とする2者（2番組）の申請番組を認定することとした。

また、上記の申請番組を認定しても、なおSDTV番組に指定することのできる周波数があつたため、残りの周波数を対象に、審査基準別紙3（第7条関係）「3」の規定に基づく比較審査を行った（別添3-2参照）。審査の結果、SDTV番組を希望する2者（2番組）の申請番組を認定することとした。

認定することが適当と認められた申請番組【HDTV10番組(8者)】

番組名等	申請者名
GAORA (HDTV) 16スロット	株式会社GAORA (代表取締役社長 上田 修)
朝日ニュースター * (HDTV) 16スロット	株式会社シーエス・ワンテン (代表取締役社長 畠山 大)
MTV (HDTV) 16スロット	
テレ朝チャンネル * (HDTV) 16スロット	
TBSチャンネル HD * (HDTV) 16スロット	株式会社シー・ティ・ビー・エス (代表取締役社長 井川 泉)
Super! drama TV HD (HDTV) 16スロット	株式会社スーパーネットワーク (代表取締役社長 岩本 昭治)
スカイ・A sports+ (HDTV) 16スロット	株式会社スカイ・エー (代表取締役社長 松尾 好章)
時代劇専門チャンネル (HDTV) 16スロット	日本映画衛星放送株式会社 (代表取締役社長 杉田 成道)
ファミリー劇場HD (HDTV) 16スロット	株式会社ファミリー劇場 (代表取締役社長 小坂 恵一)
MUSIC ON! TV (HDTV) 16スロット	株式会社ミュージック・オン・ティーヴィ (代表取締役 佐藤 康広)

* : 12スロット以上返上するHDTV番組

認定することが適当と認められた申請番組【SDTV4番組(4者)】

番組名等	申請者名
囲碁・将棋チャンネル (SDTV) 3.2スロット	株式会社囲碁将棋チャンネル (代表取締役社長 岡本 光正)
衛星劇場 (SDTV) 6スロット	株式会社衛星劇場 (代表取締役社長 油谷 昇)
東映チャンネル (SDTV) 6スロット	東映衛星放送株式会社 (代表取締役社長 福原 英行)
ディズニージュニア(仮称) (SDTV) 6スロット	ブロードキャスト・サテライト・ディズニ ー株式会社 (代表取締役社長 児玉 隆士)

認定を拒否することが適当であると認められた申請番組【HDTV26番組(24者)】

番組名等	申請者名
囲碁・将棋チャンネルHD (HDTV) 16スロット	株式会社囲碁将棋チャンネル (代表取締役社長 岡本 光正)
AXN (HDTV) 16スロット	株式会社AXN ジャパン (代表取締役社長 滝山 正夫)
松竹チャンネル (HDTV) 16スロット	株式会社衛星劇場 (代表取締役社長 油谷 昇)
アニメシアターX (AT-X) (HDTV) 16スロット	株式会社エー・ティー・エックス (代表取締役 岩田 圭介)
KNTV (HDTV) 16スロット	KNプラス株式会社 (代表取締役社長 長谷川 一郎)
ザ・シネマHD (HDTV) 16スロット	株式会社ザ・シネマ (代表取締役社長 岡本 光正)
日テレプラスHD (HDTV) 16スロット	株式会社シーエス日本 (代表取締役社長 高雄 孝昭)
Mnet (HDTV) 16スロット	CJ E&M ブロードキャスティング株式 会社 (代表取締役 杉本 明久)
KBS World (HDTV) 16スロット	株式会社シー・ティ・ビー・エス (代表取締役社長 井川 泉)
MONDO TV HD (HDTV) 16スロット	株式会社ジャパンイメージコミュニケーシ ョンズ (代表取締役 高橋 孝喜)
ディスカバリーチャンネル ハイビジョン (HDTV) 16スロット	ジュピターサテライト放送株式会社 (代表取締役社長 中谷 博之)
スペースシャワーTV (HDTV) 16スロット	株式会社スペースシャワーネットワーク (代表取締役社長 清水 英明)
アジアドラマチックTV (HDTV) 16スロット	ソネットエンタテインメント株式会社 (代表取締役社長 吉田 憲一郎)
ミュージックジャパン・プラチナ (HDTV) 16スロット	株式会社D&I企画 (発起人代表 伊藤 明)
エンタメ〜テレ HD☆シネドラバラエティ (HDTV) 16スロット	名古屋テレビネクスト株式会社 (代表取締役 野村 和生)

チャンネル NECO-HD(仮) (HDTV) 16スロット	日活株式会社 (代表取締役社長 佐藤 直樹)
パチンコ★パチスロTV! (HDTV) 16スロット	日本アミューズメント放送株式会社 (代表取締役 長谷川 崇彦)
JLC スポーツ (HDTV) 16スロット	株式会社日本レジャーチャンネル (代表取締役社長 藤川 務)
ナショジオ ワイルド (HDTV) 16スロット	株式会社ビーエスFOX (代表取締役社長 小泉 喜嗣)
FOXCRIME (HDTV) 16スロット	
FOXムービー (HDTV) 16スロット	
ヒストリーチャンネルHD (HDTV) 16スロット	株式会社ヒストリーTV (代表取締役社長 伊藤 良平)
V☆パラダイス (HDTV) 16スロット	株式会社ヒューマックスコミュニケーションズ (代表取締役社長 林 瑞峰)
ディズニージュニア(仮称) (HDTV) 16スロット	ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社 (代表取締役社長 児玉 隆士)
AXN Mystery (HDTV) 16スロット	株式会社ミステリチャンネル (代表取締役社長 滝山 正夫)
ユニバーサル チャンネル (HDTV) 16スロット	株式会社ユニバーサル・ネットワークス・インターナショナル・ジャパン (代表取締役社長 吉田 有希)

認定を拒否することが適当であると認められた申請番組【SDTV18番組(16者)】

番組名等	申請者名
松竹チャンネル (SDTV) 6スロット	株式会社衛星劇場 (代表取締役社長 油谷 昇)
KNTV (SDTV) 6スロット	KNプラス株式会社 (代表取締役社長 長谷川 一郎)
Mnet (SDTV) 6スロット	CJ E&M ブロードキャスティング株式会社 (代表取締役 杉本 明久)
KBS World (SDTV) 6スロット	株式会社シー・ティ・ビー・エス (代表取締役社長 井川 泉)
MONDO TV (SDTV) 6スロット	株式会社ジャパンイメージコミュニケーションズ (代表取締役 高橋 孝喜)
アジアドラマチックTV (SDTV) 6スロット	ソネットエンタテインメント株式会社 (代表取締役社長 吉田 憲一郎)
ミュージックジャパン・プラチナ (SDTV) 6スロット	株式会社D&I企画 (発起人代表 伊藤 明)
エンタメ~テレ☆シネドラバラエティ (SDTV) 6スロット	名古屋テレビネクスト株式会社 (代表取締役社長 野村 和生)
チャンネルNECO (SDTV) 6スロット	日活株式会社 (代表取締役社長 佐藤 直樹)
パチンコ★パチスロTV! (SDTV) 6スロット	日本アミューズメント放送株式会社 (代表取締役 長谷川 崇彦)
日経CNBC (SDTV) 6スロット	株式会社日本経済新聞社 (代表取締役社長 喜多 恒雄)
JLCスポーツ (SDTV) 6スロット	株式会社日本レジャーチャンネル (代表取締役社長 藤川 務)
ナショジオ ワイルド (SDTV) 6スロット	株式会社ビーエスFOX (代表取締役社長 小泉 喜嗣)
FOXCRIME (SDTV) 6スロット	
FOXムービー (SDTV) 6スロット	
V☆パラダイス (SDTV) 6スロット	株式会社ヒューマックスコミュニケーションズ (代表取締役社長 林 瑞峰)

AXN Mystery (SDTV) 6スロット	株式会社ミステリチャンネル (代表取締役社長 滝山 正夫)
ユニバーサル チャンネル (SDTV) 6スロット	株式会社ユニバーサル・ネットワークス・インターナショナル・ジャパン (代表取締役社長 吉田 有希)

(参考) 取り下げられた申請【SDTV 1番組 (1者)】

番組名等	申請者名
時代劇専門チャンネル (SDTV) 6スロット	日本映画衛星放送株式会社 (代表取締役社長 杉田 成道)

申請番組名	審査項目	1 資金調達 の適正性及び確実性	2 収支 の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
ア番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:58,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は97.9% (自社制作の割合71.1% 他社から調達する番組の割合26.8%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
イ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:175,462千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:借入金 確実性を証明する書類:融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合96.0% 他社から調達する番組の割合4.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ウ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:59,002千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金、資本金、利益剰余金 確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回
エ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:59,802千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:借入金 確実性を証明する書類:融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回
オ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:58,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、放送費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は94.0% (自社制作の割合94.0% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:4回
カ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:58,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回
キ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:58,702千円 また、より充実した放送(HD化)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合67.9% 他社から調達する番組の割合 32.1%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ク番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:59,042千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金等 確実性を証明する書類:預金残高証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合10.1% 他社から調達する番組の割合 89.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ケ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:238,202千円 また、より充実した放送(HD化)を行うために必要な初期費用については、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 放送法上、放送番組審議機関の設置の適用除外となる放送番組。
コ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:59,002千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:出資金 確実性を証明する書類:株式引受承諾書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2)過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす22番組を優位と評価した。</p>

申請番組名	審査項目	1 資金調達 の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
サ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: ー 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は91.7% (自社制作の割合12.5% 他社から調達する番組の割合79.2%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 3回 放送開始後1年間の開催計画: 4回
シ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 58,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
ス番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 96,602千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
セ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 59,002千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 出資金 確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
ソ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 85,802千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 資本金、利益剰余金 確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合4.2% 他社から調達する番組の割合95.8%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
タ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 58,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は92.4%。(自社制作の割合20.0% 他社から調達する番組の割合 72.4%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
チ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 156,292千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合59.1% 他社から調達する番組の割合40.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 4回 放送開始後1年間の開催計画: 4回
ツ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 93,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合2.4% 他社から調達する番組の割合97.6%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 1回以上
テ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 59,255千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合22.1% 他社から調達する番組の割合77.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 0回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
ト番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 82,667千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 資本金、現預金 確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、放送費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合 0.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回
評価の考え方		<p>1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2) いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2) いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3) 申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1) 放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2) 過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす22番組を優位と評価した。</p>

**審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	1 資金調達 の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
ナ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:59,002千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:出資金 確実性を証明する書類:株式引受承諾書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後5年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ニ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:800千円 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:利益剰余金 確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ヌ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:177,000千円 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 資金調達の方法:資本金、出資金又は借入金 確実性を証明する書類:融資証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ネ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。 また、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:— 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、技術費、放送費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ノ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:110,132千円 また、より充実した放送(字幕放送、HD化)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合24.0% 他社から調達する番組の割合76.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ハ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:90,242千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既にHD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ヒ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:58,202千円 なお、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:借入金 確実性を証明する書類:融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の収支が均衡。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催: 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回
フ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:426,526千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:出資金 確実性を証明する書類:株式引受承諾書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:2回
ヘ番組		<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額:59,002千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送、HD化に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法:現預金 確実性を証明する書類:預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合13.5% 他社から調達する番組の割合 86.5%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:6回
評価の考え方	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2)過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす22番組を優位と評価した。</p>	

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
ア番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.9%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
イ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は35.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ウ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は30.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
エ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は40.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
オ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は89.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
カ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は30.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
キ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、29.2%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、70.8%は同様の編成の既存番組はなく、分野としてはスポーツである。 ・1か月の再放送率は22.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ク番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ケ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は23.8%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
コ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出していない。 ・1か月の再放送率は11.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)衛星基幹放送の既存番組であって、認定を前提とした当該既存番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数による新たな認定により、衛星基幹放送全体としての多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 3)1か月の再放送率が低い順に8番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位8位まで15番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
サ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は0.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
シ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は13.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ス番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、20%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、80%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
セ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は25.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ソ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送において放送されていた番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.1%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
タ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は29.2%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
チ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は34.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ツ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は23.1%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
テ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は27.8%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ト番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出していない。 ・1か月の再放送率は28.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)衛星基幹放送の既存番組であって、認定を前提とした当該既存番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数による新たな認定により、衛星基幹放送全体としての多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 3)1か月の再放送率が低い順に8番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位8位まで15番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
ナ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は21.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ニ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は25.9%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
又番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は0.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ネ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は49.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ノ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.3%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ハ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は10.3%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ヒ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は29.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
フ番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は57.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
ヘ番組		・認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出している。 ・1か月の再放送率は3.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)衛星基幹放送の既存番組であって、認定を前提とした当該既存番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数による新たな認定により、衛星基幹放送全体としての多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 3)1か月の再放送率が低い順に8番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位8位まで15番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護
ア番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
イ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
ウ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
エ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
オ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
カ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
キ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
ク番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
ケ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
コ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。

**審査の結果 比較審査
（審査基準別紙 3「3」の審査）
【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護
サ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
シ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
ス番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
セ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
ソ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
タ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
チ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
ツ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
テ番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
ト番組		<p>・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。</p> <p>・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
評価の考え方		<p>いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護
ナ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
二番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
又番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
ネ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
ノ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
ハ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
ヒ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。
フ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
ヘ番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	9 字幕番組等の充実	10 放送番組の高画質性	11 災害に関する放送の実施
ナ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.6%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、92.6%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
ニ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.6%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、99.4%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
又番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
ネ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.4%である。 解説放送を実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、84.4%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
ノ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.3%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、98.1%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
ハ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、96.0%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、97.6%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
ヒ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、60.0%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
フ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、95.8%である。 解説放送を実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、85.7%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
ヘ番組		<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)として放送する必要性がある。 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。
評価の考え方		解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位8番組を優位と評価した。	1)いずれの申請番組も、高精細度テレビジョン放送として放送する必要性が高く、申請番組間に差はないと判断した。 2)ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の割合が高い上位8番組を優位と判断した。 3)東経124/128度CS放送において、高精細度テレビジョン放送の実績がある申請番組を優位と判断した。 この結果、東経124/128CS放送で高精細度テレビジョン放送の実績のある申請番組の中から、ハイビジョンカメラ等で制作・編集された放送番組の割合の高い順に、上位8番組を優位と評価した。	1)我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 2)緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす26番組を優位と評価した。

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	14 放送番組の視聴需要
ア番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中15位である。
イ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中5位である。
ウ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中9位である。
エ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中26位である。
オ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中12位である。
カ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中8位である。
キ番組		・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中24位である。
ク番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中23位である。
ケ番組		・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中29位である。
コ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中14位である。
評価の考え方		過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位8番組を優位と評価した。

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	14 放送番組の視聴需要
サ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中11位である。
シ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中2位である。
ス番組		・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中16位である。
セ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中28位である。
ソ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中25位である。
タ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中20位である。
チ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中4位である。
ツ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中18位である。
テ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中13位である。
ト番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中3位である。
評価の考え方		過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位8番組を優位と評価した。

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	14 放送番組の視聴需要
ナ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中27位である。
ニ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中10位である。
又番組		・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中21位である。
ネ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中22位である。
ノ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中19位である。
ハ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中7位である。
ヒ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中17位である。
フ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中1位である。
ヘ番組		・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、29番組中6位である。
評価の考え方		過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位8番組を優位と評価した。

申請番組名	審査項目	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性
A番組		・事業開始までに要する資金の額: 56,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
B番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 出資金 ・確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
C番組		・事業開始までに要する資金の額: 21,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、放送費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
D番組		・事業開始までに要する資金の額: 49,426千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 ・資金調達の方法: 資本金、利益剰余金 ・確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
E番組		・事業開始までに要する資金の額: 123,960千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 ・資金調達の方法: 資本金、出資金又は借入金 ・確実性を証明する書類: 融資証明書等	・収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
F番組		・事業開始までに要する資金の額: 21,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
G番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
H番組		・事業開始までに要する資金の額: 23,426千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 借入金 ・確実性を証明する書類: 融資証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
I番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,879千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 ・資金調達の方法: 借入金 ・確実性を証明する書類: 融資証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。
J番組		・事業開始までに要する資金の額: 201,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【SD申請番組】

申請番組名	審査項目	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性
評価の考え方	1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。 2)いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。	1)いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。 2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。 3)申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。	

申請番組名	審査項目	1 資金調達に適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性
K番組		・事業開始までに要する資金の額: 21,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 借入金 ・確実性を証明する書類: 融資証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
L番組		・事業開始までに要する資金の額: 73,756千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
M番組		・事業開始までに要する資金の額: 237,150千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 出資金 ・確実性を証明する書類: 株式引受承諾書	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
N番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 出資金 ・確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
O番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,666千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金等 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書等	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
P番組		・事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。 また、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: -	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、技術費、放送費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
Q番組		・事業開始までに要する資金の額: 60,226千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 借入金 ・確実性を証明する書類: 融資証明書	・収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
R番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 出資金 ・確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等	・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
S番組		・事業開始までに要する資金の額: 22,326千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現預金 ・確実性を証明する書類: 預金残高証明書	・収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。
評価の考え方		1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。 2) いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。	1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。 2) いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。 3) 申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	3 放送番組の制作及び調達等	4 表現の自由の享有
A番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合2.4% 他社から調達する番組の割合97.6%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:1回以上 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
B番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
C番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は94.0% (自社制作の割合94.0% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:4回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
D番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合4.2% 他社から調達する番組の割合95.8%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
E番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
F番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は97.9% (自社制作の割合71.1% 他社から調達する番組の割合26.8%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
G番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
H番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
I番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合22.1% 他社から調達する番組の割合77.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:0回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
J番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 放送法上、放送番組審議機関の設置の適用除外となる放送番組。 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。

審査項目 申請番組名	3 放送番組の制作及び調達等	4 表現の自由の享有
評価の考え方	1) 放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。 2) 過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす14番組を優位と評価した。	いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	3 放送番組の制作及び調達等	4 表現の自由の享有
K番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は92.4%。 (自社制作の割合20.0% 他社から調達する番組の割合 72.4%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
L番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合24.0% 他社から調達する番組の割合76.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
M番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:4回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
N番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
O番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合10.1% 他社から調達する番組の割合 89.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
P番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:1回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
Q番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
R番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
S番組	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合67.9% 他社から調達する番組の割合 32.1%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績:2回 放送開始後1年間の開催計画:2回 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。
評価の考え方	<p>1) 放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。 2) 過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす14番組を優位と評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	

申請番組名	審査項目	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は23.1%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は21.7%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は89.6%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
D番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送において放送されていた番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.1%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
E番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は0.0%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
F番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.9%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
G番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は13.5%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
H番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は40.5%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
I番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は27.8%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
J番組		<ul style="list-style-type: none"> ・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は23.8%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。

申請番組名	審査項目	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
評価の考え方		1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)1か月の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
K番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は29.2%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
L番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.3%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
M番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は57.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
N番組		・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出していない。 ・1か月の再放送率は11.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
O番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
P番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は49.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
Q番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、20%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、80%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
R番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は25.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
S番組		・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、29.2%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、70.8%は同様の編成の既存番組はなく、分野としてはスポーツである。 ・1か月の再放送率は22.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方		1) 衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2) 1か月の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
評価の考え方	いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
K番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.0%である。 ・解説放送を実施する。	
L番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.3%である。 ・解説放送を実施する。	
M番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、95.8%である。 ・解説放送を実施しない。	
N番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、94.9%である。 ・解説放送を実施する。	
O番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.1%である。 ・解説放送を実施する。	
P番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.4%である。 ・解説放送を実施しない。	
Q番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、99.8%である。 ・解説放送を実施する。	
R番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.9%である。 ・解説放送を実施する。	
S番組	・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。	
評価の考え方	いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	

申請番組名	審査項目	10 放送番組の高画質性	11 災害に関する放送の実施
A番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
B番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
C番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・地震及び津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。
D番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
E番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
F番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
G番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・地震、津波の発生に関する表示を行う。
H番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
I番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
J番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。

申請番組名	審査項目	10 放送番組の高画質性	11 災害に関する放送の実施
評価の考え方	放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、いずれの申請番組もピュアハイビジョン率が5割であるとみなされるため、申請番組間に差はないと評価した。		1) 我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 2) 緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす17番組を優位と評価した。

申請番組名	審査項目	10 放送番組の高画質性	11 災害に関する放送の実施
K番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
L番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
M番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
N番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
O番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
P番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
Q番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
R番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
S番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。
評価の考え方	放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、いずれの申請番組もピュアハイビジョン率が5割であるとみなされるため、申請番組間に差はないと評価した。	1) 我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 2) 緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす17番組を優位と評価した。	

申請番組名	審査項目	12 設備の維持	13 提供条件の説明及び苦情等の処理
評価の考え方	1) 自社設備の場合 自社の番組送出業務等に係る保守体制・管理体制・障害時の対応体制に係る社内マニュアルが策定されており、申請番組間に差はないと判断した。 2) 他社委託の場合 ・いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。 ・いずれの申請番組も、委託先について、保守体制・管理体制・障害時の対応体制の実態把握及び情報共有の計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。		1) いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。 2) いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。

申請番組名	審査項目	12 設備の維持	13 提供条件の説明及び苦情等の処理
K番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
L番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
M番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
N番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
O番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
P番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
Q番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
R番組		<ul style="list-style-type: none"> 番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
S番組		<ul style="list-style-type: none"> 主たる番組送出業務は、自社設備により行う。 自社の番組送出業務に係る保守体制・管理体制・障害時の対応体制に係る社内マニュアルを整備するとともに、定期的に社内研修を実施する。 圧縮符号化処理業務等について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、圧縮符号化処理業務等に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
評価の考え方		<p>1) 自社設備の場合 自社の番組送出業務等に係る保守体制・管理体制・障害時の対応体制に係る社内マニュアルが策定されており、申請番組間に差はないと判断した。</p> <p>2) 他社委託の場合 ・いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。 ・いずれの申請番組も、委託先について、保守体制・管理体制・障害時の対応体制の実態把握及び情報共有の計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>	<p>1) いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。</p> <p>2) いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>

申請番組名	審査項目
14 放送番組の視聴需要	
A番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中7位である。
B番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中17位である。
C番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中2位である。
D番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中15位である。
E番組	・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中10位である。
F番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中5位である。
G番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中14位である。
H番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中16位である。
I番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中3位である。
J番組	・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中19位である。

申請番組名	審査項目
評価の考え方	14 放送番組の視聴需要 過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位2番組を優位と評価した。

申請番組名	審査項目
14 放送番組の視聴需要	
K番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中9位である。
L番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中8位である。
M番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中1位である。
N番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中4位である。
O番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中12位である。
P番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中11位である。
Q番組	・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中6位である。
R番組	・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中18位である。
S番組	・番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中13位である。
評価の考え方	過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位2番組を優位と評価した。

平成24年2月10日

日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画
に付する総務大臣の意見について
(平成24年2月10日 諮問第7号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、根岸係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）においては、デジタル放送への移行や放送・通信の融合の一層の進展等、放送をめぐる環境が大きく変化する中で抜本的な経営改革を着実に推進し、国民・視聴者から信頼される公共放送として、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成24年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、「平成24～26年度 NHK経営計画」（以下「経営計画」という。）の初年度として、受信料の値下げを実施し、サービスの充実や増収等に向けて取り組むとともに、東日本大震災を踏まえた公共放送の機能強化にも取り組むこととしており、おおむね妥当なものとして認められる。

なお、協会は平成24年度下期から実施予定の受信料値下げ（受信料収入の7%相当）に関して、「平成21～23年度 NHK経営計画」において「平成24年度から、受信料収入の10%の還元を実行」としていたところであるが、近年の経済状況や東日本大震災の影響を勘案すれば、やむを得ないものと認められるものの、さらなる業務の効率化等、不断の取組を行っていくことが期待される。

また、収支予算等の実施に当たっては、特に下記の点について配慮すべきである。

記

1 経営改革の推進

- 国民・視聴者の受信料により運営される公共放送として、業務の合理化・効率化に努めること。
- 給与等について、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たしていくこと。
- グループとしてのガバナンスにより、総合的な事業戦略に基づいて、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、子会社等の経営目標管理の徹底や重複業務の整理、事務系システムの統合といった経営計画に掲げた取組を推進し、効率的なグループ経営を行うこと。
- 契約収納費については、地域スタッフ制から適切な法人委託への円滑な移行等により、削減に向けて徹底的に取り組むこと。
- 協会の調達に当たっては、取引の透明化や経費の削減に一層努めること。
- 公共放送への信頼を確保するため、職員の倫理意識やコンプライアンス意識の向上に向けた取組について、実効性のあるものとなるよう、その徹底に努めること。
- 協会や子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。
- 自ら排出するCO₂や事業系廃棄物の削減等環境に配慮した経営に積極的に取り組むとともに省エネルギー化のための取組を進めること。

2 放送番組の充実等

- 番組編集に当たっては、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、国民各層の中で意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めること。
- 地域からの情報発信の強化に一層努めること。
- できるだけ多くの国民・視聴者が放送番組に触れることができるよう、字幕放送や解説放送等の計画的かつ着実な充実を進めること。

- 多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件の確保に配慮しつつ、外部制作事業者の能力の積極的な活用に努めること。
- 国際放送について、我が国の文化・経済等に係る情報発信を通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流に資するとともに、その結果として成長戦略の推進に寄与するよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実や視聴地域・視聴者の拡大に努めること。

3 地上デジタル放送に関する取組

- 衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策やデジタル化後の周波数再編を着実に実施すること。
- 東京スカイツリーへの送信機能の移転に当たっては、受信対策に万全を期すこと。
- 地上デジタル放送日本方式に係る研究開発の成果がより広くいかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。

4 新しいメディア環境への対応

- 「NHKオンデマンド」に関し、平成25年度の単年度黒字化の実現に向けて、サービスの利便性向上や番組アーカイブの充実等により、利用者の拡大に取り組むこと。
- 協会の業務におけるインターネットの活用については、受信端末や配信プラットフォームの多様化といった環境の変化を踏まえて、公共放送として利用者のニーズに適切に対応できるように検討・取組を促進すること。
- スーパーハイビジョンやハイブリッドキャスト等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて先導的な役割を果たすこと。

5 受信料の公平負担の徹底等

- 受信料の公平負担を図るため、多様な手法を活用しつつ、未契約者及び未払者対策を一層徹底すること。
- 視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について、広く国民の意見を聴取し、その結果を踏まえた検討を行うこと。

6 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能強化

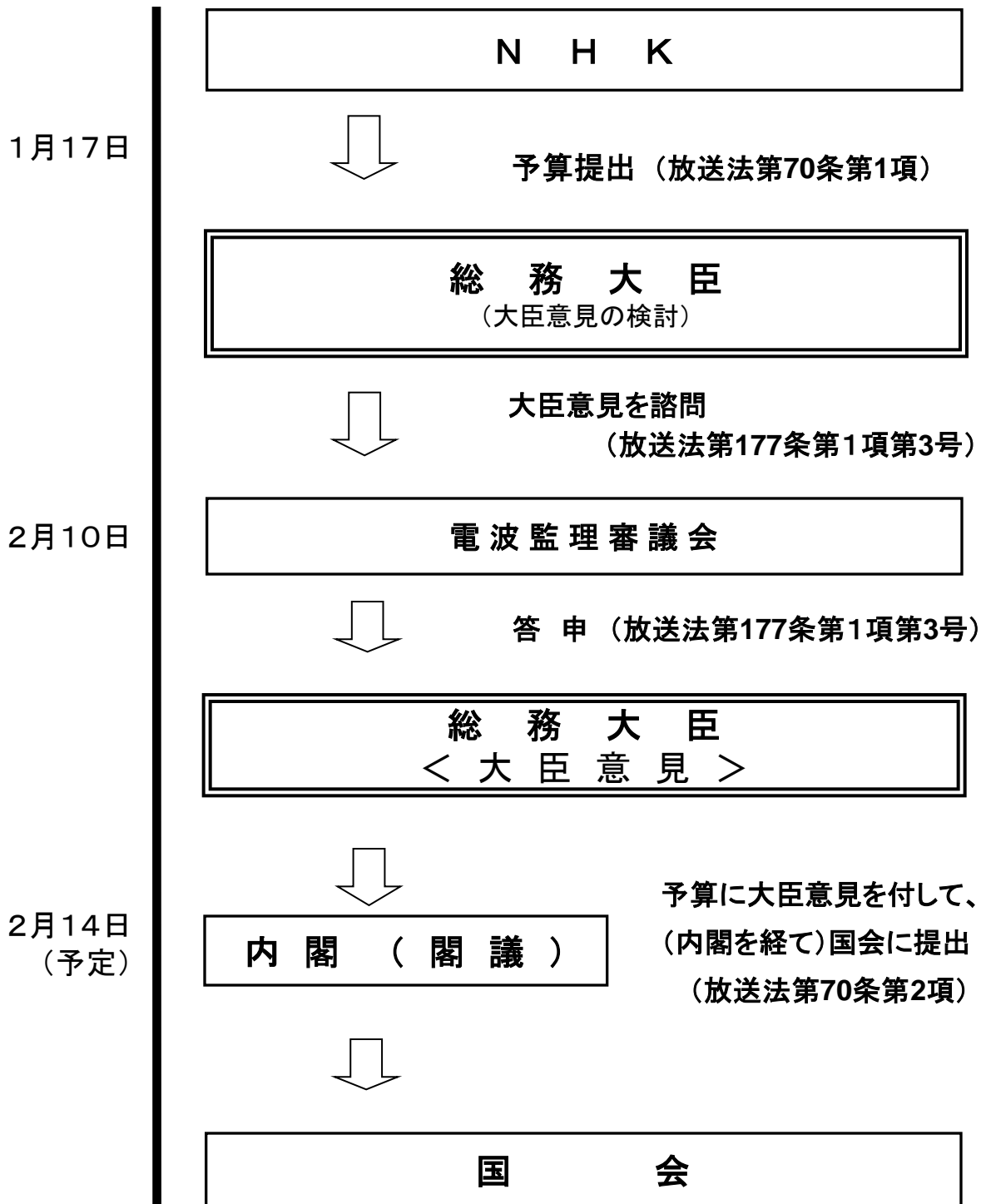
- 協会が取材・制作した災害の映像や復興の記録、被災者の証言等のアーカイブ化に取り組むとともに、記録の伝承のためにこれらの公開に努めること。
- 復興に向かう被災地の様子等を伝えるニュースや番組を強化すること等により、被災地の復興に貢献すること。
- 東日本大震災を踏まえ、本部のバックアップ機能の整備や全国の取材・伝送機能、電源設備等の強化を進め、災害対応のための報道・制作体制の充実に取り組むこと。
- 全国の放送局において災害情報、避難情報、生活安全情報などをきめ細かく提供する体制を構築するとともに、自治体等と連携し、地域に密着した災害・防災情報等の充実に取り組むこと。

7 その他

- 新放送センターの整備について、構想の具体化を進め、計画的に推進すること。

NHK予算等に関する制度の概要

《日程》



(参照条文)

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。

3 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

NHK平成24年度収支予算等のポイント

平成24年度収支予算等は、公共放送の役割と重要性が再認識され、NHKに対する期待が高まる中、「平成24～26年度NHK経営計画」（経営計画）の初年度として、経営計画で掲げた、受信料の値下げや東日本大震災を踏まえた公共放送としての機能強化に取り組むことを内容としている。

1 事業収支の状況

○平成24年度予算は、受信料の値下げを達成した上で収支均衡を図る。

(単位: 億円)

区分	23年度予算	24年度予算	25年度計画	26年度計画
事業収入	6,604	6,489	6,451	6,549
事業支出	6,564	6,489	6,498	6,539
事業収支差金	40	0	▲47	10

※消費税の会計処理について平成24年度から税抜方式に変更していることから、平成23年度についても税抜額により比較（以下同様）。

2 受信料収入の状況

○受信料収入については、45万件の受信契約の増加を見込むものの、受信料の値下げの影響により、平成23年度を93億円下回る6,269億円。

・受信料の値下げ ▲217億円、受信契約件数の増等 +123億円

■ 受信料収入及び有料契約総数等

(単位: 億円、万件)

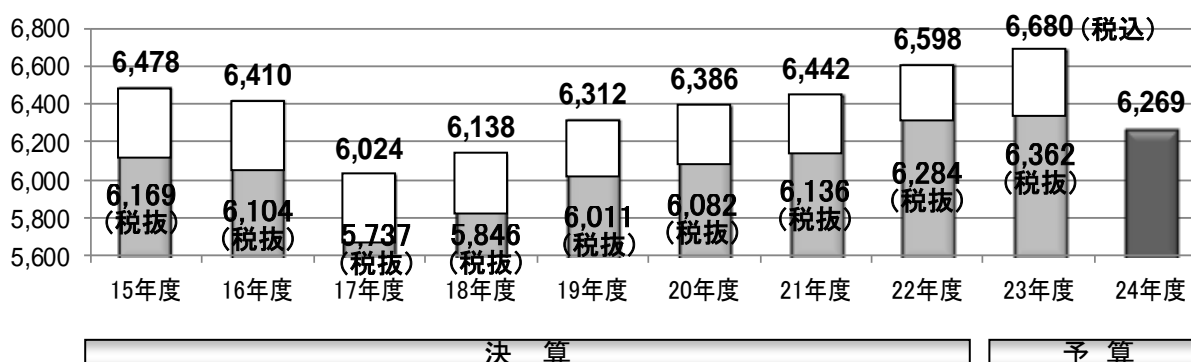
区分	23年度予算	24年度予算	25年度計画	26年度計画
受信料収入	6,362	6,269	6,179	6,305
有料契約総数	3,757 (3,751※)	3,796	3,844	3,895
うち衛星契約数	1,601 (1,603※)	1,675	1,744	1,812
支払率	72%	73%	74%	75%

※平成24年度予算案策定時の見込値。+45万件はこの見込値を基準としたもの。
受信料収入額への影響はなし。

■ 受信料収入の推移

※消費税の会計処理について平成24年度から税抜方式に変更していることから、平成23年度までの受信料額から税抜額を試算。

(単位: 億円)



3 受信料の値下げ

○経営計画に従い、受信料収入の還元の1つとして、平成24年10月から、受信料の値下げを実施。
テレビ受信機のみを対象とする受信料体系に移行した昭和43年以降初めての値下げ。

		平成24年9月まで	平成24年10月から	
		月額	月額	値下げ額
地上契約	口座振替 クレジット支払	1,345円	1,225円	▲120円 (8.9%)
	継続振込等		1,275円	▲70円 (5.2%)
衛星契約	口座振替 クレジット支払	2,290円	2,170円	▲120円 (5.2%)
	継続振込等		2,220円	▲70円 (3.0%)

4 番組アーカイブ業務勘定の収支状況

○番組アーカイブ業務勘定（NHKオンデマンド）は、平成25年度の単年度黒字化をめざし、視聴料収入の増加、事業収支差金の赤字減少を見込む。

(単位: 億円)

区分	23年度予算	24年度予算	25年度計画
事業収入	11	23	37
事業支出	25	31	36
事業収支差金	▲14	▲7	1

5 東日本大震災を踏まえた機能強化

○東日本大震災を踏まえ、いかなる災害が発生しても安全・安心を守るなどの公共放送の機能が発揮できるように体制を強化。

①事業費	65億円
<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる災害時にも対応できる放送設備と体制の強化（例：ヘリコプターの配備） ・災害の映像、証言の記録、保存、活用 	
②建設費	71億円
<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等に備えた本部のバックアップ機能を大阪局に整備 ・全国の取材、伝送機能の強化（例：放送局・中継局の津波対策） 	